

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第102回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和2年1月17日（金）14時00分～14時33分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、佐藤 治正、
藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子

（以上7名）

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村総合通信基盤局電気通信事業部長、
今川総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、
大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気
通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和2年度の接続料の改定等）
について【諮問第3125号】

開 会

○川濱部会長　それでは、定刻になりましたので、まだ皆さんおそろいではございませんけれども、定足数を満たしているようでございますので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第102回を開催いたします。

本日、現時点で委員6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

議 題

諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和2年度の接続料の改定等）について【諮問第3125号】

○川濱部会長　諮問第3125号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可」（令和2年度の接続料の改定等）について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　資料102-1に基づきまして、ご説明させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページが諮問書です。ご説明は2ページ以下の概要資料でさせていただきます。

下のページで言及させていただきますが、3ページをご覧ください。こちらは、NTT東日本及びNTT西日本から1月14日に申請されたもので、実施予定日は令和2年4月1日からとなっております。趣旨については、項番4の①から③までにあるとおり、接続料の改定等を行うものとなっております。

4ページをご覧ください。この申請の全体像について、1番目の加入光ファイバに係る接続料の改定等につきましては、3年の将来原価方式で算定することになっており、また接続料規則第3条に基づいて、後年度に実績との乖離額を調整する許可申請があわ

せて行われているものであります。

2番目が、NGNに係る接続料の改定でございます。今回新たに10ギガのインタフェースに対応する新たな設備に関する機能について、接続料の設定がされるということで、こちらにつきまして5年の将来原価方式、その他のものについては従来同様、1年の将来原価方式で算定されているということでありまして、10ギガにつきましては、接続料規則第3条に基づいて、後年度に実績額との乖離額を調整する許可申請が併せて行われているものであります。

3番目が、その他の実績原価方式に基づいて算定される接続料、また工事費等に関する接続約款の改定であります。これらにあわせまして4つ目として、スタックテストの結果についてもご報告させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。加入光ファイバの接続料についてです。現行の接続料は、平成28年度から令和元年度まで4年間の将来原価方式で算定されているものですが、今回の申請では令和2年度から令和4年度まで3年間について、年度ごとの需要、原価を予測して算定されているものでございます。下のグラフをご覧ください。今回の改定案におけるシェアドアクセス方式、シングルスター方式、ともに接続料についてはコストの削減、また需要の増加を反映して、毎年度接続料が低減する形となっております。

次に9ページをご覧ください。この算定の基礎となる予測のうち、需要についてです。フレッツ光の需要に関して、NTT東日本については、令和元年度の純増見込みの値と同数の毎年度40万契約の純増、NTT西日本については、同様に20万契約の純増として、これが令和2年度から令和4年度まで続くと予測しており、下の表のように芯線数の増加を見込んでいるものであります。

続いて10ページをご覧ください。シェアドアクセス方式の需要の予測でございます。こちらについては表の上段にありますように、接続事業者の平成28年度から平成30年度までの契約数の純増数の平均値などを基に、契約数の増加を予測して、それに基づきまして下段のとおり芯線数を算出するものであります。

続いて11ページ、シングルスター方式についてです。シングルスター方式については、契約数の増加よりも建物など、基地局の新設の影響が直接芯線数に影響を与えるということですので、それらの動向の純増数、また5Gの需要などを加味して、芯線数を予測しているものです。

12ページをご覧ください。加入光ファイバの総芯線数の増加の予測結果を整理したものです。上段がNTT東日本、下段がNTT西日本のもので、両者とも令和2年度から令和4年度まで毎年度、芯線数が増加していくと予測しております。

続きまして、13ページをご覧ください。原価の予測であります。原価につきましては、今ご説明させていただきました需要の予測を満たすための最低限の投資を見込み、またそれに加えて平成30年度のコスト実績をベースに、コストの効率化を加味して、原価を算定しております、表にありますように低減傾向となっております。

次のページはご参考ですが、14ページについては、具体的なコストの効率化・削減の取組として、過去3年間どういったことを行ってきたのか、また令和元年度から令和4年度までどのような見込みになっているかということを表でまとめたものとなります。

続きまして、16ページをご覧ください。加入光ファイバの接続料算定に係る将来原価方式について、制度上は乖離額の調整が原則として認められていないものですが、平成28年度から令和元年度までの現行の加入光ファイバに係る接続料の認可に合わせまして、接続料規則第3条に基づく許可が行われており、特例的に実績の費用と実績の収入の差額について、翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められているものでございます。当該許可を前提としまして、下の表にありますとおり、令和2年度以降の接続料原価との乖離額調整を行いたいという旨の申請があったものです。

NTT東日本について、平成30年度については、収入が費用を上回っており、その乖離額としての10億円を令和2年度の接続料引き下げに充てるものです。また、令和元年度については、見込みで費用が収入を20億円上回るということで、その分を令和3年度、令和4年度にそれぞれ1対2で算入したいというものでございます。

同様に17ページがNTT西日本の乖離額の調整でございまして、平成30年度、令和元年度ともに費用が収入を上回ることから、令和3年度、令和4年度に1対2の割合で算入したいというものとなります。

続きまして18ページ、19ページをご覧ください。こちらは今ご説明させていただいた乖離額について、具体的にどの部分が予測と乖離して発生したのかを示したものです。詳細なご説明は省略させていただきます。

続いて、参考の資料を飛ばしまして、24ページをご覧ください。こちらからがNGNの接続料であります。まず、24ページはNGN全体の接続料算定の概要について示

したものであります。需要のうち、フレッツ光について、NTT東日本は40万契約、NTT西日本は20万契約の純増、またひかり電話のチャンネル数についてもそれぞれ20万チャンネル、5万チャンネルの純増、優先転送サービスについても、接続事業者やNTT利用部門の需要見込みをもとに、下の表にありますように増加を見込んでいるものであります。

ただし、投資については、先ほどと同様ですが、需要に対応する最小限の設備としまして、それをもとにしてコストの3%を削減していくということで、費用を抑制していくことにしているものです。

これらの結果として算定された接続料については、法令上定められた機能である法定機能の接続料を示したものが26ページ、27ページでございます。26ページがNTT東日本、27ページがNTT西日本でございまして、表でまとめてありますとおり、取得固定資産の増加を反映しまして、一番下に記載している「一般中継系ルータ交換機能」を除いて、接続料が増加しているというのが全体の傾向と言えようかと思えます。

続きまして、28ページをご覧ください。今ご説明させていただいた法定機能を組み合わせ、実際に接続事業者に適用される接続料を示したものであります。表の下段にありますように、令和元年度との比較で言いますと、上から3つ目の「中継局接続」、4つ目の「一般収容ルータ優先パケット識別機能」については、他のトラヒックと比べたこれらの機能に係るトラヒックが増加しているという理由によりまして、接続料が増加しているという傾向となります。

続きまして、29ページをご覧ください。最初にご説明させていただいた令和2年度に設定する10ギガのインタフェースに対応する新たな設備の接続機能についてです。こちらについては新規であって、かつ相当の需要が見込まれるということで、5年間の将来原価方式により算定するとともに、接続料規則第3条に基づく実績費用と実績収入に係る差額の調整を行いたい旨の申請があわせて行われているものであります。

30ページをご覧ください。この新たな装置につきましては、絵の右側が現行の光信号の伝送装置でございますけれども、これと異なりまして、まず青色の部分として、筐体部分である基本部、赤色の部分として、利用するOSUに対応する加算部、緑色の部分として、保守用のOSUに対応する加算部となっております。これらを組み合わせる形になっておりまして、このことによって、最小限の構成でも選択できるような接続料の設定方法のうち、最小構成にしますと下の表にありますように、NTT東日本で8万

7,214円、NTT西日本の場合には9万2,181円となっております。

次に33ページをご覧ください。ここからが実績原価方式に係る接続料、工事費等についてのご説明であります。電話等で利用されるドライカップの接続料について、NTT東日本におきましては、29年度、30年度にメタル減損の実施により、原価の減少が大きく、需要の減少率よりも上回っていることから、接続料が低減しております。一方、NTT西日本におきましては、それと同様の傾向にあります。西日本豪雨災害などの影響によって、原価の減少率がNTT東日本と比べて小幅となり、需要の減少率よりも小さくなったことから、接続料が増加しております。

次のページ、34ページをご覧ください。工事費等の主な変更点については、従来は別々に行わなければならなかった調査の申込みと自前工事の申込みに関して、同時に申込みが可能となる措置が盛り込まれているということでございます。従来ですと、絵の左側にありますように、調査の申込みをして、その回答を受領した後に、自前工事の申込みが必要でした。そうすると、調査の回答を受領してから自前工事の申込みまでの間、スペースの確保をしなければならず、そのための費用の支払いが必要だったということですが、同時に申込みをできることによって、そのような費用の支払いが不要になるという改善を行うものとなります。

36ページをご覧ください。接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要でございます。項番4にございます10ギガのインタフェースに対応する新たな設備に関する機能についての扱い、こちらが新規になっております。こちらは先ほどご説明させていただいたとおりのもとなります。それ以外につきましては、従来と同様、継続して許可申請が提出されているものになります。

次に40ページをご覧ください。最後にスタックテストの関係についてご報告させていただきます。スタックテストの流れの概要を書かせていただいているとおり、サービスごとに料金収入と接続料総額とを比較して、差分が20%未満であった場合には、スタックテスト不適合として青色の部分に該当し、不当な競争を起ささないことを示す論拠の提出を受け、それについて判断していくものとなります。また、サービスメニューごとには20%ではなくて、利用者料金が接続料を上回るかどうかで論拠の提出を決めているものとなります。

その検証の結果として、まずサービスごとの検証が41ページです。赤枠で囲っているフレッツADSLについて、NTT東日本及びNTT西日本ともに20%を下回って

おります。これにつきましてNTT東日本及びNTT西日本から、論拠の提出を受けました。それを踏まえますと、2番目の丸に書いているとおり、この基準値を下回った主な要因が、この区分における接続料総額の大部分を占める地域IP網に係る接続料の水準が高止まりしていることによるものであり、また接続事業者はこの機能を利用せずに、競争的にDSLサービスを提供しているということでもありますので、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかったとしております。これは昨年度もNTT西日本においては同様の傾向にあったものでございまして、今年度はNTT東日本においても同様の傾向になってきたものとなります。

次に42ページです。サービスメニューごとの検証については、全てのメニューについて利用者料金が接続料相当額を上回っております。

43ページ以降はその他の変更内容の説明資料であり、さらにその後ろに参考資料などを付けております。

これらを踏まえまして88ページをご覧ください。こちらが審査結果でございます。審査基準に基づく審査事項、いずれの審査事項につきましても、関係するものにつきましては「適」と考えておりますので、冒頭でございますように、本件申請については認可することが適当と認められるとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○川瀆部会長　ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

森委員、お願いします。

○森委員　ありがとうございます。私、個人的には全く詳しい分野ではなく、今回このように審査に入れていただいて、改めて詳細に教えていただいて大変勉強になりました。そういう意味で、子供みたいなことを聞いて申しわけないですけども、印象として、予測することは大変だなと思っておりまして、非常に手間ひまがかかっているのではないかと思います。他方で、乖離額と間の調整が最終的に行われますので、基本的にはその予想というのはキャッシュフローを適正にするということかと、最終的な精算はきちんと行われることも理解いたしました。

そうであるならば、そうじゃないかもしれないですけども、例えば7ページの光ファイバの接続料のようなものは平成30年度と令和元年度で急に下がっていますが、これは会計上の理由ということでご説明がありますし、そうだとすると何となく淡々と、

そんなギザギザにはなっていないということです、そういうことであれば個別予想するのではなくて、大体こんなものじゃないのみたいな話にして、それで一旦やってしまっ、後から乖離額との調整みたいなこともできるのかと思いました。それは私が初めてこのように詳細に勉強して感じた、初学者の疑問ですので、もし何か教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○田中料金サービス課課長補佐 事務局でございます。ご質問ありがとうございます。

将来原価の予測がなかなか難しいというのはおっしゃるとおりではありますが、一方、接続事業者は、この予測結果に基づいてその後の経営などを考えていくこととなりますので、予測に当たっては一定の根拠に基づく必要があります、原価と需要を予測した上で将来予測を算定するという現在の方法が、全体の流れとしては一番妥当ではないかと考えるところです。

○森委員 ありがとうございます。もちろんそのほうが正確だと思いますし、他の事業計画みたいな本業でもお使いになるということで、無駄にはならないということで理解しました。ありがとうございました。

○川瀆部会長 その他ご意見、ご質問はございませんか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 49ページの配線区画について、シェアドアクセスは配線区画が小さく、競争事業者にとって収容効率を上げることも容易でなく競争しにくいというのが長く課題となっており、配線区画が統合によって少し大きくなるようなことは、競争上プラスなのかと思います。ここに示された数字では、配線区画がどれだけ大きくなっているのかの全体像がわからないので、配線区画が全体でいくつあって、そのうちいくつが統合されたかということを見たほうがわかりやすいと思うので、配線区画に関する具体的な数値を示してほしいというのが1点目の質問です。

それから、同じページに事後的に分割・縮小の数字が出ていて、統合は「費用対効果により」集約しているということで理解できますが、分割と縮小がどうも違う概念の様で、その違いがまだよくわからないので、ご説明いただければと思います。

○田中料金サービス課課長補佐 事務局でございます。ありがとうございます。

2つ目のご質問から回答させていただきますと、統合については、隣接する光配線区画と統合を行い、カバー世帯数をより増やすというものとなります。次に、分割・縮小について、その理由として多いのが、利用者からの要望に基づき、今まで1つだった区

画を分割しなければならないという事情が生じるものであり、そういうものについては競争上マイナスに働くと思うのですけれども、プラスとマイナス両方を報告しているものでございます。

1つ目のご質問である、光配線区画数の全体の数につきましては、50ページにございます。NTT東日本とNTT西日本に分けており、①が全体の区画数、②が加入電話等回線数、②を①で割ったものが、緑色部分の光配線区画当たりの平均加入電話等回線数となります。記載のとおり、区画当たりにおける潜在的な回線数は増加傾向となっております。また、参考として掲載しました③のとおり、光分岐端末回線数という実際に引いてある数についても、増加傾向という状況は見てとれるかと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。そうすると、50ページの配線区画数全ての数を見ていくと、ここの減り具合、増え具合で、全体の区画が増えた、減ったが見られるということでしょうか。トータルで増えたり減ったりしているけれども、大きな区画が増えてきて、競争しやすい状況が生まれているとか、なかなかそういう状況ではないとか、そういった現状をこの数字で理解したかったですけれども、その点について教えてください。

○田中料金サービス課課長補佐 より詳細にご説明いたしますと、50ページ上の表をご覧いただいたときに、委員限りとさせていただいているスペースがございます。減少区画数と増加区画数について記載しており、NTT東日本・西日本の施策として統合されたものや、利用者からの要望を踏まえて分割・縮小したというものだけを掲載しているものです。※の1つ目に掲載しているとおりに、単純にあるエリアが光化されたり、今まで人が住んでいなかったところに居住者が増えたことにより区画が増加したですとか、反対にそこに人がいなくなったので減少したというような変動については、赤枠に掲載している数値には含まれておらず、単純にその増減だけでは確認できませんが、全体の差し引きには含まれております。そのため、緑色部分の区画当たりの平均加入電話等回線数が競争の状況という点では一番見ていただきたい数値だと思っております。

○佐藤委員 平均区画当たりの回線数を見ると、競争環境が改善されているか見えるのではないかということですね。

わかりました。ありがとうございます。

○川濱部会長 その他ご意見、ご質問はございませんか。

山下委員、お願いします。

○山下委員　あまり本質的なことではないかもしれませんが、例えば29ページとか30ページあたりで新しく10ギガビットのサービスに対応する設備をつくるというお話がありましたけれども、今回は接続料の話ですが、大規模な設備を既に設置しているところ、IPoEの接続を既にしているところよりも、もっと小規模なPPPoE接続が少し遅れることになるように書かれています。新しいサービスに対していち早く希望者にそのサービスを提供できるようにということと言うと、大きな時間のずれがないようにというのでしょうか、技術的に対応するので網終端装置や宅内装置の開発が必要ということですが、競争上、あまり大きく遅れないようにできるといいのではないかと、そのように思いました。

それからもう一つは、例えば28ページにおいて、月額接続料の単価が出てくるのですが、小数点第4とか第5で記載されています。これはNTT西日本とNTT東日本と比べるときにも、前年度と比べるのにも、ゼロがたくさんついていると、わかりにくいと感じました。例えば2.31円と2.45円とかを見ると、NTT西日本がちょっと高いのだとかわかりやすいですけども、小数点以下が非常に長いと、なかなかわかりにくいと思います。大きな単位にするとか、1円以上単位の表現にならないものだろうかとか常々思っているのですが、今回それについても申し上げておきたいと思います。

以上です。

○田中料金サービス課課長補佐　事務局でございます。ありがとうございます。

まず1点目については、そのとおりだと思いますので、貴重なご意見として承ります。2点目につきましては、例えば28ページでございますが、努力はしております。例えば0.00010953円も、例えば3分間という単位でも参考として示すことで見やすさを考慮しております。一般的に3分というのが業界の中では指標として見られるところではあります。そのほかにどのような改善ができるかは、引き続き考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山下委員　ありがとうございます。

○川濱部会長　その他ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は2回

実施することとし、1回目の意見募集期間は1月18日から2月17日までといたします。

その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

では、よろしければその旨決定することにいたします。

○川瀆部会長　　以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございませんか。

それでは、事務局から何かございませんか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川瀆部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会